

○景観保全型規制地区の基準案概要

※現行基準を強化する部分のみ記載
 ※詳細は、縦覧図書を参照

基準項目			現行基準				規制地区案					
			第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域	①御師住宅沿道地区	②横町バイパス地区	③富士見バイパス地区 ④富士河口湖富士線地区			
							現行：第2・3種許可地域		現行：北側 第1・2種許可地域 南側 展望できる範囲は第2種禁止地域		現行：第1・2種許可地域	
共通 基準			色彩	-				・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。				
			照明	点減 不可				点減 不可				
			表示の内容が変化するもの (LED広告等)	不可	不可	1m ² 以下 (用途地域 のみ)	可	不可				
建築物を 利用する 広告物	建築物を利用する広告物等 に係る共通基準		広告物と建築物の 壁面に対する割合	敷地内合計 10m ² 以下	1/4 以下	1/3 以下	1/2 以下	1/4 以下		1m ² 以下・・・片面0.5m ² (現行が第2種許可地域かつ 用途地域で、かつ建築物を利用する場合で、自家用のみ)		
			同一方向から見た場合におけ る鉛直投影面積の割合	-	3/10 以下	1/2 以下	7/10 以下	3/10 以下		現行基準と同様 (3/10以下 or 1/2以下)		
	自家用広告物	外壁から突出する広告物 等	表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	1枚1方向につき5m ² 以下			1枚1方向につき2m ² 以下		現行基準と同様(1枚1方向につき5m ² 以下)		
		屋上に表示され、又は設 置される広告物等	高さ	5m 以下	8m 以下	10m 以下	16m 以下	不可				
自家用広告物以外の広告物等			不可	地域ごとの基準により一部可			不可					
建植 する広告物	自家用広告物		高さ	10m 以下	12m 以下	15m 以下	15m 以下	5m 以下				
			表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	40m ² 以下	50m ² 以下	60m ² 以下	・1基1方向につき4m ² 以下 ・敷地内の合計20m ² 以下				
	自家用広告物以 外の広告物等	道標及び案内図	高さ	3m	5m			3m		現行基準と同様 (5m)		
			表示面積	1m ²	2m ²			1m ²		現行基準と同様 (2m ²)		
			複数箇所に設置する場合	5m ² 以下	10m ² 以下			5m ² 以下		現行基準と同様 (10m ² 以下)		
			1つに共同表示	10m ² 以下	16m ² 以下			10m ² 以下		現行基準と同様 (16m ² 以下)		
			色彩	・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	・最大面積色の明度が2以上 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	-	-	新基準の共通基準の色彩に、 無彩色である黒(2>明度)白(8<明度)は不可を追加				
	道標及び案内図を除く			不可	地域ごとの基準により可			不可				
工作物を利用 する広告物	塀又は垣を利用 する広告物	道標及び案内図	1個当たりの面積	1m ² /個	2m ² /個			1m ² /個		現行基準と同様 (2m ² /個)		
		道標及び案内図を除く	1個当たりの面積	不可	2m ² /個			不可				
	その他の工作物を利用する広告物等		高さ	10m 以下	23m 以下	30m 以下	47m 以下	5m以下				
			表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/工作物			4m ² 以下/工作物				
広告幕			高さ	上限無し				5m以下				
			表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/枚				4m ² 以下/枚			
アドバルーン			高さ、表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	H50m以下、面積30m ² 以下				不可			
のぼり旗			本数	敷地内合計 10m ² 以下	上限無し				道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)			